

Toki 糸島 Private Beach Club 宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名、住所、電話番号、メールアドレス
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として基本宿泊料による)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 公式HPやOTA(以下Webサイト)でのお申し込みの場合は各Webサイトにおける入力項目に準ずるものとします。

第3条(宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

第4条(宿泊契約締結の拒絶)

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室(満員)もしくは施設の故障、破損などにより客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、またはその関係者等、反社会的勢力であると認められるとき。
5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
6. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であると明らかに認められるとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客や近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
9. 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、以下の違約金を申し受けます。但し、当該解除につき、当施設の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。
 - 14日前から:30%
 - 7日前から:50%
 - 3日前から:80%
 - 前日・当日・無連絡:100%

第6条(当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が第4条(宿泊契約締結の拒絶)各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 第7条に基づく宿泊登録を行わないとき、または虚偽の登録を行ったとき。
 - (3) 寝室での寝タバコ、指定場所以外での喫煙(電子タバコ等を含む)、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則(施設内に備え置き、またはウェブサイト等で提示するもの)の禁止事項に従わないとき。
 - (4) 騒音、喧騒な行為その他近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼす言動があり、当施設の制止に従わないとき。
2. 前項に基づき宿泊契約を解除した場合、当該解除は宿泊客の責めに帰すべき事由によるものとみなし、宿泊料金全額を違約金として申し受けます。これにより、受領済みの宿泊料金は返還いたしません。また、当該解除に伴い宿泊客に生じた損害(退去に伴う移動費、代替宿泊費等)について、当施設は一切の責任を負いません。

第7条(宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日より前に施設から送られる指定のフォームで、氏名、年齢、住所、職業、および外国人にあっては旅券番号等の記載されている必要事項を登録していただきます。

第8条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。
2. 規定の時間外の客室使用については、1時間につき5,000円(税別)の追加料金を申し受けます。ただし施設が承諾した場合のみ延長できるものとし、1時間単位での延長とします(1時間に満たない時間があっても減額はいたしません。)
3. 宿泊客が前項に定める延長を希望する場合は、宿泊日の3日前までに当施設管理者まで連絡しなければなりません。
4. 前項の連絡を受け、当施設から宿泊客に対して延長が可能である旨、延長可能時間及び延長料金を連絡した場合、宿泊客は銀行振込にて延長時間に応じた追加料金を支払うものとし、支払が完了した場合に宿泊時間の延長に係る合意が成立したものとみなします。振込手数料はお客様負担となります。
5. 前二項に基づいて延長に係る合意が成立した場合を除き、宿泊客は規定の時間外に客室使用をすることはできません。

第9条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて掲示した利用規則を遵守するものとします。
2. 屋外で騒音を立てること、大音量の音楽を流すこと、打ち上げ花火を行うこと等は、近隣環境保護のため固く禁じます。

第10条(料金の支払い)

料金の支払いは、宿泊契約成立時(契約締結時に料金の支払期限を定めた場合はその期限まで)にお支払いいただきます。Webサイトでのご予約の際は、各サイトの方法に準じます。

第11条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、可能な限り類似の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊客から既に支払を受けた宿泊費を返金するものとします。

第12条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1. チェックアウト後に客室及び当施設敷地内で発見された遺留品(以下「遺留品」といいます。)について、当施設は、発見日を含めて7日間保管します。
2. 前項の保管期間内に宿泊客から連絡がない場合、当施設は遺留品を以下の通り処理するものとします。
 - (1) 貴重品(現金、財布、貴金属、時計、ブランド品、クレジットカード等):最寄りの警察署へ届け出ます。
 - (2) その他の物品(衣類、日用品等):宿泊客が所有権を放棄したものとみなし、当施設にて処分いたします。
 - (3) 飲食物、雑誌、衛生環境を損なう恐れのある物:保管期間にかかわらず、発見日当日に処分いたします。
3. 前項第1号の規定に基づき警察署へ届け出たものの、受け取りを拒否された物品については、さらに7日間保管し、その期間内に宿泊客から連絡がない場合は、当施設にて処分いたします。
4. 遺留品の返還を希望される場合、当施設は着払いにて発送いたします。なお、発送に伴う事務手数料として一律5,000円(税込)を申し受けます。事務手数料は当施設指定の銀行口座へお振り込みいただき、入金の確認が取れ次第、発送手続きを行うものとします。

第13条(駐車場の責任)

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、駐車場内での事故、盗難等の車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときに限り、その賠償をいたします。この場合において、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償額は3万円を上限とします。

第14条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害(設備・備品の破損、紛失、汚損等)を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、原状回復に要する費用(修理実費、清掃費、代替品購入費等)および当該損害により生じた営業補償(休業損害)を賠償していただきます。
2. 客室内(テラス等の指定喫煙所以外を含む)での喫煙(電子タバコ・加熱式タバコ等を含む)が確認された場合、宿泊客は、特別清掃費として一律金50,000円(税別)を支払うものとします。なお、実際の復旧費用及び損害額が前記金額を上回る場合は、その超過分を別途請求いたします。
3. 当施設前のビーチ及び海域は自然の公物であり、当施設の管理下にはありません。遊泳、水遊び、花火等のビーチでの活動は宿泊客の自己責任において行うものとし、当施設は、当施設の責めに帰すべき事由(貸出備品の不備等の故意又は過失)に起因する

場合を除き、当該活動中に生じた事故、怪我、盗難等について一切の責任を負いません。

第15条(個人情報の取扱い)

1. 個人情報の管理: 当施設は、宿泊契約に伴い取得した宿泊客の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に基づき、適切かつ厳重に管理いたします。
2. 共有の範囲: 宿泊客から提供された個人情報は、当施設の適切な運営およびサービスの提供を目的として、住宅宿泊事業者(オーナー)および本施設の管理運営を受託する管理業者との間で共有(共同利用)され、双方が本約款および法令を遵守して取り扱うものとします。
3. 利用目的: 取得した個人情報は、以下の目的の範囲内でのみ利用し、これ以外の目的には利用いたしません。
 - (1) 本施設の運営、予約管理、および経営分析。
 - (2) 宿泊客へのサービスの提供、および利用料金の請求・決済。
 - (3) 宿泊客に対する、サービス向上のためのアンケートや案内(DM・メールマガジン等)の送付。
 - (4) 緊急時の連絡、その他宿泊契約の履行に必要なと判断される場合。
 - (5) 住宅宿泊事業法等の法令に基づく、公的機関(保健所、警察等)への宿泊者名簿の提出・開示。
4. 第三者提供: 当施設は、以下のいずれかに該当する場合を除き、宿泊客の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合(保健所、警察署等への提出を含む)。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(急病時の医療機関への提供等)。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。

第16条(防犯カメラの設置と運用)

1. 設置の目的: 当施設は、宿泊客の安全確保、施設の適切な管理、および不正入室の防止(予約人数以上の入室等)を目的として、施設屋外または玄関等の共用部に防犯カメラを設置し、録画を行っております。
2. 情報の管理: 防犯カメラによって記録された画像・映像データは、前条(個人情報の取扱い)及び本条第1項に定める利用目的の範囲内(トラブル発生時の事実確認等)で利用いたします。
3. 第三者への提供: 記録されたデータは、次の場合を除き、第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 裁判所、警察またはこれらに準じた権限を持つ公的機関から要請を受けた場合。
 - (3) 宿泊客の生命、身体または財産の保護のために緊急の必要がある場合。

第17条(食器・調理器具およびBBQコンロの利用)

1. 食器・調理器具の返却: 宿泊客が使用した食器、カトラリー、調理器具等については、最終的な洗浄・消毒は当施設にて行いますが、衛生管理および害虫防止のため、付着した

油污れや残飯を軽く洗い流した(予洗い)上で、シンク周辺にまとめて置いていただくものとします。

2. **BBQコンロの利用**: BBQコンロの利用にあたっては、施設内に備え付けの「BBQコンロ使用方法および清掃手順書」の内容を熟読し、これを遵守するものとします。
3. **不適切な取扱いの禁止**: 手順書に従わない不適切な使用(指定外の燃料の使用、後始末の不備等)により、火災、事故、または設備・備品の著しい汚損・破損が生じた場合、第14条(宿泊者の責任)に基づき、宿泊客に対して原状回復費用および営業補償を請求することがあります。

第18条(ゴミの分別および廃棄)

1. **ゴミの分別義務**: 宿泊客は、滞在中に発生したゴミについて、当施設が指定する分別方法(可燃ゴミ、不燃ゴミ、ビン・カン、ペットボトル等)に従い、施設内に設置された指定のゴミ箱へ分別して廃棄するものとします。
2. **屋外・ビーチへの放置禁止**: 施設屋外、テラス、およびプライベートビーチ等へのゴミの投棄や放置は、自然環境保護およびカラス・イノシシ等の野生動物被害を防止する観点から固く禁じます。屋外で発生したゴミについても、必ず宿泊客が責任を持って館内の指定ゴミ箱へ廃棄するものとします。万一、宿泊客がゴミや食料品等を屋外に放置したことに起因して、野生動物による施設の破損、汚損等の被害が生じた場合、第14条(宿泊客の責任)に基づき、その損害(修繕費用等)を賠償していただきます。
3. **過大なゴミの取扱い**: 粗大ゴミや、通常の宿泊に伴う範囲を著しく超える大量のゴミが残置された場合、特別処理費用(実費および手数料)を請求いたします。

第19条(設備・備品の破損等の報告義務)

1. **報告義務**: 宿泊客は、当施設の設備、家具、備品等を破損、汚損、または紛失した場合は、速やかに以下の連絡先へ報告しなければなりません。○ 連絡先(メール): reservation-und@imd-a.jp
○ 緊急連絡先(電話): **080-3033-3823**(管理者直通) **9:00-17:00**(平日)
電話に出れない場合がございます。その場合は必ずメールで連絡をお願いいたします。
2. **誠実な対応**: 前項の報告が速やかになされた場合、通常の使用の範囲内での消耗や不測の事故であれば、当施設は状況に応じて柔軟に対応を検討いたします。
3. **報告義務違反および悪質なケース**: 第1項の報告を怠り、チェックアウト後に破損や汚損が発覚した場合、または宿泊客に故意若しくは過失が認められる場合は、第14条(宿泊客の責任)に基づき、原状回復に要する費用(修理実費、清掃費、代替品購入費等)および当該損害により生じた営業補償(休業損害)を賠償していただきます。

第20条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 前項及び本宿泊約款の他の条項に基づいて当施設が負う責任の合計金額は、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、宿泊客が支払った宿泊料金を限度とします。

第21条(貴重品の取扱い)

1. 当施設では、現金、貴重品その他宿泊客の所持品のお預かりは行っておりません。
2. 宿泊客が当施設内に持ち込んだ物品、現金並びに貴重品については、宿泊客自身の責任において管理していただくものとします。
3. 滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、当施設の故意又は過失がある場合に限って、その損害を賠償します。ただし、当施設の故意又は重大な過失がある場合を除き、その賠償額は3万円を上限とします。

第22条(通信回線の利用)

1. 当施設内のインターネット接続サービスの利用は、利用者自身の責任において行うものとします。利用者は、ウィルス感染や不正アクセス等の被害を防止するため、自身の端末において適切なセキュリティ対策(設定)を行うものとします。
2. システム障害、通信障害、回線混雑による通信速度の低下、または第三者による不正アクセス等により、利用者に損害が生じた場合であっても、当施設の責めに帰すべき事由が認められる場合を除き、当施設は一切の責任を負いません。
3. 当施設は、当施設の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合、当該損害が当施設の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、その賠償額は一律1万円を上限とします。

第23条(宿泊契約締結の拒否等の説明)

宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が第4条(宿泊契約締結の拒絶)または第6条(当施設の契約解除権)に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合または契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第24条(客室の点検・清掃)

1. 宿泊客が連泊される場合、原則として滞在中の清掃は行いません(別途清掃オプションを申し込んだ場合を除く)。
2. 前項にかかわらず、当施設は、安全及び衛生管理、その他施設の運営管理上の必要があると認める場合には、客室に立入り、必要な点検・措置をとることができるものとします。

第25条(管轄裁判所)

1. 宿泊客と当施設との間で、本約款に関し訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所(または福岡簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条(準拠法)

1. 本約款および宿泊契約に関する事項は、日本法に準拠するものとします。

【運営・管理】

Toki 糸島 Private Beach Club 運営管理会社: IMD Alliance株式会社

お問い合わせ: reservation-und@imd-a.jp

公式サイト: <https://private-hotel-villa.jp/itoshimanotoki/>

住宅宿泊事業者
株式会社玄海キャピタルマネジメント